

平成 23 年 10 月 17 日
健康部 健康推進課

東日本大震災の対応（健康分野）について

1 地震の概要と区内の被害状況

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分頃	
震源地等	三陸沖 マグニチュード 9.0	
区内の震度	震度 5 弱	
区内の地震被害状況〔9 月 15 日現在〕		
人的被害	なし	
物的被害	家屋の全壊・半壊	なし
	家屋の一部損壊	493 件
	塀等の損壊	111 件
	その他（家具・家電等の損壊）	81 件
	被災証明書発行数	395 件、503 枚

2 災害対策本部等の設置

3 月 11 日午後 4 時に災害対策本部（本部長：区長）を設置。5 月 25 日までに 12 回開催

基本方針

- 1 大きな余震の可能性が指摘されている中、区民の生命・安全の確保を第一とする。
- 2 深刻な電力不足を踏まえ、可能な限り節電する。
- 3 福島第一原子力発電所の事故による混乱を回避する。
- 4 被災地に対する支援および被災地からの避難者に対する支援を円滑に進める。

3 健康分野の対応

- (1) 被災地への職員派遣
- (2) 庁内連絡会（健康分野）の開催
- (3) 計画停電対応（難病等による人工呼吸器装着患者等）（医療機関）
- (4) 在宅医療機器使用患者への対応（患者リストの作成）（情報提供ルートの整理）
（練馬区安全安心メールサービスの利用）
- (5) 旧光が丘第二小学校避難所での避難者への健康支援
- (6) 医療・福祉関係車両へのガソリン優先供給

3- (1) 被災地への職員派遣 資料 1

被災地への保健所職員の派遣については、平成 16 年度に保健衛生主管部長会で整理されており、その順序に従って派遣が実施されている。

対応実績：被災自治体への派遣状況（廃棄物処理、被災家屋の応急危険度判定等の清掃および建築所管を除く）

3- (2) 庁内連絡会（健康分野）の開催 資料 2

福島第一原子力発電所の放射線物質漏洩に伴う区民の健康に関する情報を共有し、庁内の連携を図ることを目的として、関係各課の課長を構成員として、必要に応じて随時会議を開催している。

対応：全体会議 10 回、幹事会 5 回開催（9 月末現在）

- ①乳児用飲料水の確保について（ペットボトル飲料水の配布）
- ②放射線、放射性物質の区内測定の実施について
- ③区立施設における空間放射線の簡易測定の実施について
- ④区立春日町保育園・春日町第二保育園における空間放射線の測定結果および対応について

3- (3) 計画停電対応

（難病等による人工呼吸器装着患者等）

3 月 12 日東京電力による「計画停電」の発表を受け、保健所で把握している難病等による人工呼吸器等装着患者等に対し、停電についての早期の情報提供および停電時の備えについて注意喚起を行った。

対応経過

- ・ 3 月 12 日、計画停電実施地域の発表から、区内にも対象地域があることを確認
- ・ 3 月 13 日、対象者 24 名に安否確認および停電への備えについて電話連絡
- ・ 3 月 13 日夜間に、計画停電対象地域の患者 12 名に電話連絡

（医療機関）

計画停電区域内（石神井、関町）の 10 医療機関に対し、計画停電の実施について注意喚起を行った。そのうち非常用電源を所有しない 4 医療機関からの要請を受け、非常用発電機を貸与した。非常用発電機は、財団法人関東電気保安協会練馬事業所（以下、「関電協」）より借り受けたもので、平成 23 年 2 月 22 日締結した「災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定」に基づくもの。

対応経過

- ・ 3 月 13 日午後 8 時頃、非常用電源を所有しない 4 医療機関から非常用発電機貸し出しの要請あり
- ・ 3 月 14 日午前 1 時、関電協に非常用発電機 5 台の提供を要請。午前 2 時、関電協

にて借り受ける。午前4時、区役所にて4医療機関に貸与（1医療機関が借受を辞退）
・3月14日午前9時、貸し出した医療機関から予備燃料補充要請あり。防災課備蓄燃料40ℓ、石神井消防署備蓄20ℓ、練馬消防署備蓄10ℓの提供を受け4医療機関へ配付した。

3-（4） 在宅医療機器使用患者への対応

（患者リストの作成）

・3月12日東京電力による「計画停電」の発表を受け、3月14日、健康部保健予防課、福祉部高齢支援係および障害支援係の関係所管で協議した。各所管で安否確認等の必要な患者のリスト作成を行った。

・「難病等による在宅医療機器使用患者」は、健康部把握分42名（10月現在）、福祉部4課関連高齢者303名（7月現在）、総合福祉事務所4所関連障害者72名（4月現在）。

（情報提供ルート of 整理）

・情報提供ルートの整理をリスト作成と同時に行った。

・山形県における在宅医療機器使用患者の死亡事例発生を受け、4月8日厚労省、4月13日東京都保健福祉局より、医療機器使用患者への緊急時対応方法について再度確認の依頼あり。

・4月15日、健康部地域医療課・保健予防課・福祉部経営課・介護保険課・石神井福祉事務所高齢支援係・障害者支援係・障害者サービス調整担当課から、各関係機関への情報提供を行った。

（練馬区安全安心メールサービスの利用）

・3月14日、健康部保健予防課、福祉部高齢支援係および障害支援係の関係所管で、練馬区安全安心メールの停電情報発信のサービス利用についてチラシを作成し、関係部署への配付と対象区民への配布依頼を行った。

3-（5） 旧光が丘第二小学校避難所での避難者への健康支援

旧光が丘第二小学校を避難所として開設し、あわせて健康相談の他、医師会の協力による巡回診察などを実施した。

開設月日：3月25日

入所者数：18世帯43人〔9月1日をもって全員退所〕

・避難所開設から5月末日まで計15回64人（延数）の健康相談を実施

・相談者内訳（相談延人数） 乳幼児23人 成人35人 高齢者6人

・相談内容

内服薬の確認と病院紹介（高血圧や糖尿病治療者等）

受診先医療機関への連絡調整

巡回診察の調整

- ・巡回診察 3回実施（医師会の協力）
- ・そのほか柔道接骨師会の協力を得て、避難者への施術を実施

3-(6) 医療・福祉関係車両へのガソリン優先供給

ガソリン不足により患者搬送車両が使用できない状況が生じたため、医療・福祉関係車両へガソリンを優先供給できる体制を整えた。

対応経過

- ・3月16日頃、透析医療機関よりガソリン不足で透析患者の搬送ができないとの相談が入る。調査の結果、医療・福祉関係車両456台があることが判明した。
- ・3月17日夕方、春日町にあるガソリンスタンドが緊急車両優先扱いを申し出ていることを確認し、3月18日、区指定「災害時緊急車両専用ガソリンスタンド」として、医療・福祉関係の登録車両への優先的供給体制を整備した。「災害時緊急車両専用ガソリンスタンド」の看板は区が用意し設置した。また、警備員を派遣して、交通整理を行った。さらに、透析医療機関、医師会等の医療関係機関および福祉有償運送車両等の福祉関係に、登録によりガソリンが優先的に供給されることを連絡した。
- ・3月19日、石神井台のガソリンスタンドを追加指定
- ・ガソリンの供給が落ち着いてきたため、指定は3月31日までとした。